〇北海道後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例

制 定 平成19年8月7日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定に基づき、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表に関して、必要な事項を定めるものとする。

(公表の期日)

- 第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び12月に行うものとする。
- 2 天災その他避けることのできない事故により前項に定める月に財政状況を公表することができないときは、広域連合長は、事故のやんだときから1月以内において期日を定めてこれを公表しなければならない。

(公表の要領)

- 第3条 前条第1項の規定による6月における公表は、前年の10月1日からその年の3月31日までの期間における次に掲げる事項及び公表の日の属する年度の当初予算の概況について行うものとする。
 - (1) 歳入歳出予算の執行の概況
 - (2) 住民の負担の概況
 - (3) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
 - (4) その他広域連合長が必要と認める事項
- 2 前条第1項の規定による12月における公表は、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算の概況について行うものとする。

(公表の方法)

- 第4条 財政状況の公表は、告示により行う。
- 2 財政状況は、前項の規定によるほか、何人も、公表の日から6月間は、広域連合長に申し出て、 閲覧することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表の手続に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。